

介護分野における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 補助金（支援金）を受け取った方へ ～消費税の仕入控除税額の報告について～

1. 仕入控除税額の報告とは

鹿児島県介護分野における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金等交付要綱第8条第7項により、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに都道府県知事に報告しなければならないとされております。

※消費税や仕入控除税額等についての詳しい内容については、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/shou306.htm>）をご確認ください。



2. 報告の方法

(1) 報告対象

補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が確定した事業者（仕入控除税額が0円の場合を含む。）

※ 慰労金は除きます。

※ 免税事業者（消費税の申告義務がない事業者）の場合も報告漏れを防ぐため、報告をお願いします。

返還の有無については、「3. フローチャート」で確認してください。

(2) 報告の時期

消費税に係る仕入控除税額が確定後、速やかに報告してください。

(3) 提出先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係

★支援金を受け取った事業者は、返還金の有無にかかわらず必ず報告をお願いします。

様式等は県のホームページからダウンロードしてください。

ホーム > 健康・福祉 > 高齢者・介護保険 > 県内の事業者の方へ > 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）について > 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額について

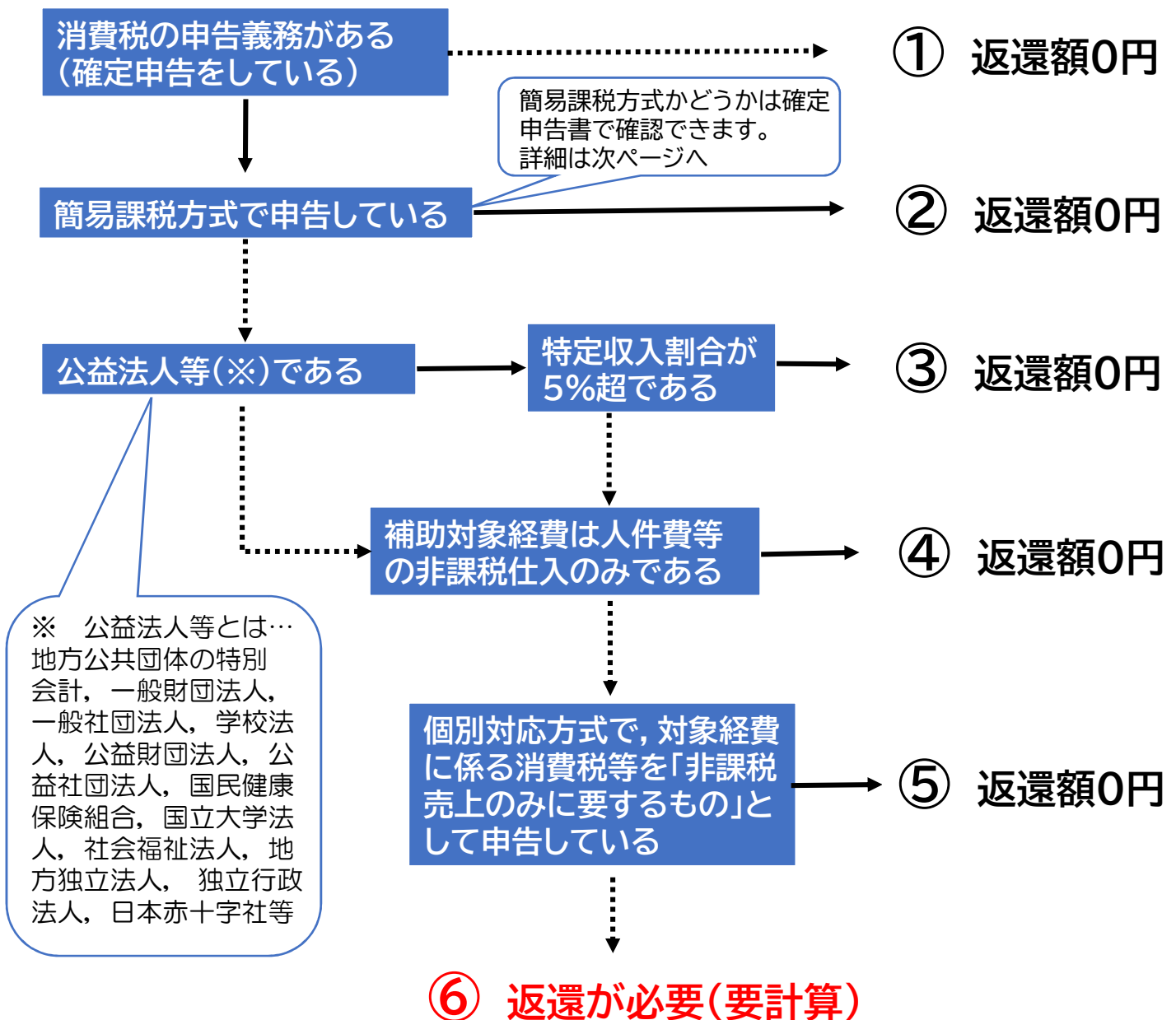
または県のトップページの検索窓で「介護 消費税」と入力してください。



3. フローチャート

当てはまる番号を選び、「4. 必要書類」を確認してください。

————→ はい ……………→ いいえ



4. 必要書類

- ① の 場 合：第3号様式(ア)及び返還対象確認表(イ)の2種類
- ②～⑤の場合：第3号様式(ア)，返還対象確認表(イ)及び確定申告書写し(ウ)の3種類
- ⑥ の 場 合：第3号様式(ア)，返還対象確認表(イ)，確定申告書写し(ウ)及び返還額計算書(エ)の4種類

次ページで、それぞれの書類の作成方法等の説明をしています。

4. 必要書類

★**支援金を受け取った事業者は
全員提出をお願いします！**

ア 様式3(①~⑥)

交付**決定**通知の右上の番号を記載してください。(1134又は1437で始まる番号です。)不明な場合は空欄のままにしてください。

交付**確定**通知(実績報告提出後に届いた通知)の**慰労金を除いた金額**を記載してください。

①~⑤の場合は**「0円」**
⑥の場合は**返還額計算書(オ)**で計算した金額を記載してください。

イ 返還対象確認表(①~⑥)

返還対象確認	返還対象	返還対象	返還対象	返還対象	返還対象
返還対象	○	○	○	○	○

必要事項を記載し、**全員提出**してください。

当てはまるものに「○」

ウ 確定申告書写し(②~⑥)

確定申告済みの事業者は、こちらを提出してください。

簡易課税方式か一般課税方式かは、ここで判断できます。

また、控除税額の計算方法は、こちらで確認できます。

エ 返還額計算書(⑥)

確定申告の際の控除税額の計算方法ごとにシートが分かれています。

記入例のシートを参考に作成のうえ提出してください。

よくある御質問

Q1 返還額0円でも報告が必要ですか。

支援金を受け取った事業者は全員、報告が必要です。(返還額0円でも報告が必要です。)

Q2 返還がある場合、どのような手続が必要ですか。

県より返納通知書を送付いたしますので、お近くの金融機関等で支払っていただきますようお願いいたします。

Q3 交付決定が複数ある場合、まとめて報告することは可能ですか。

交付決定番号ごとに報告書を作成の上、報告をお願いします。

Q4 課税期間が2か年度にまたがっている場合、どの期間で報告すれば良いですか。

交付決定が行われた年度での報告をお願いします。

例：課税期間が9月1日～8月31日、交付決定日が令和2年12月18日の場合、令和2年9月1日～令和3年8月31日の消費税申告を元に報告してください。

Q5 インターネット環境がないため、報告書等をダウンロードできません。どうすれば報告書等を入手できますか。

報告書等のダウンロードができない場合は、郵送により紙媒体の報告書等をお送りすることも可能です。

報告書等の郵送を希望される場合は、「報告書送付依頼」と記載した封筒の中に、返信用封筒を入れて以下の宛先へ送付してください。

返信用封筒には、送付先の住所を記載し、切手（定形：94円分、定形外：140円）を貼ってください。

(送付先)

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

(提出書類についてのお問合せ先)

鹿児島県庁くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課

介護保険室事業者指導係

電話:099-286-2678(直通) FAX:099-286-5554

Mail:k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp

※消費税や仕入控除税額の制度等に関するお問合せは、税理士または国税庁の「国税に関するご相談について」よりお問合せください。



お手数をおかけしますが、速やかな御提出をよろしくお願いいたします。